

第10回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：平成29年10月25日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市庁舎 2階 201会議室

審議等

頁

議案第27号	平成30年度金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針 （案）について	（学校指導課）・・・	1
議案第28号	金沢市文化財保護審議会への諮問について 【非公開案件】	（文化財保護課）・・・	4
報告第25号	平成30年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項 について	（市立工業高等学校事務局）・・・	5
報告第26号	金沢市と国立天文台との連携協定締結について	（生涯学習課）・・・	11
報告第27号	第12回ジュニアかなざわ検定実施報告について	（生涯学習課）・・・	13
報告第28号	重要文化財の指定の答申について	（文化財保護課）・・・	15

その他

- （1）平成29年度海外教育派遣研修「大連教育研修」の報告について
- （2）次回の定例会議の日程について

平成 30 年度金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の
基本方針（案）について

平成 29 年 10 月 25 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

平成30年度金沢市立小・中学校における
教育課程編成・実施の基本方針（案）〔概要〕

I 教育課程編成の基本的な考え方

1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

- (1) 特色ある教育課程の編成
- (2) 重点的に指導する学習内容等を位置付けた教育課程の編成
- (3) 道徳教育の指導計画作成と教育課程の編成（「特別の教科 道徳」含む）
- (4) 人権教育の指導計画作成と教育課程の編成
- (5) 健康教育の指導計画作成と教育課程の編成

2 金沢ふるさと学習の推進

- (1) 教育課程上の位置づけ
- (2) 学校の実情や地域の実態に応じた教育課程の編成
- (3) 身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成するための教育課程の充実
- (4) ユネスコスクール推進に向けた教育課程の充実

3 金沢「絆」活動の推進

- (1) 金沢「絆」プロジェクトに係る教育課程の編成
- (2) 金沢「絆」の日に係る教育課程の編成

4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成
- (2) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を生かした教育課程の編成
- (3) 「特別の教科 道徳」及び「道徳の時間」の教育課程の編成
- (4) 「自立活動」の教育課程の編成

5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

- (1) 保護者・地域住民の理解を深めることを意識した教育課程の編成
- (2) 学校評価を生かした教育課程の改善
- (3) 保護者・地域住民と連携した教育課程の編成
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程の編成

II 教育課程実施の基本的な考え方

1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 教育課程実施状況の量的な把握
- (2) 教育課程実施状況の質的な把握

2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果を生かした教育課程の実施
- (2) 「特色ある学習内容」「重点的に指導する学習内容」等の実施と次年度への反映

3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の実態に合った教育課程の実施と次年度への反映
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する段階的な教育課程の実施

4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 学校評価結果を生かした教育課程の実施と見直し
- (2) 保護者や地域住民への学校評価結果の公表

Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項

1 指導計画の内容

- (1) 小学校において編成する教育課程
- (2) 中学校において編成する教育課程
- (3) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画
 - ①道徳教育（「特別の教科 道徳」含む）
 - ②人権教育
 - ③健康教育

2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 主幹教諭・教務主任の役割
- (2) 研究主任（学力向上担当者）の役割
- (3) 生徒指導主事の役割
- (4) 進路指導主事等の役割
- (5) 保健主事等の役割
- (6) 道徳教育推進教師の役割
- (7) 人権教育担当者の役割
- (8) 各種教育担当者の役割

3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 特別支援教育コーディネーターの役割
- (2) 特別支援学級担当者の役割
- (3) 通級指導教室担当者の役割

4 教育課程実施状況の把握と改善

- (1) 各種調査による教育課程実施状況の把握と改善
- (2) 学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 小・中学校の標準授業時数
- (2) 年間授業時数の1単位時間
- (3) 標準授業時数を上回る指導時間の確保に向けた休業日等における授業の実施
- (4) 土曜授業及び週休日を活用した授業を実施する際の留意点
- (5) 学級担任・教科担当者等による教育課程実施状況の点検・評価
- (6) 総合的な学習の時間の授業時数
- (7) 金沢ふるさと学習の授業時数
- (8) 小学校英語活動・英語科ショートタイムにおける授業時数と指導内容の記載
- (9) 情報活用能力を育成するための教育課程の編成
- (10) まとめや習熟の時間、定着が不十分な単元等への十分な時数配当
- (11) 主な学習内容を変更する場合の留意点

6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教科・領域のバランスや豊かな経験・学習を考慮した教育課程の編成
- (2) 児童生徒の発達段階や生活年齢を考慮した教育課程の編成
- (3) 欠席・早退時等の教育課程における実施時数の取扱い
- (4) 特別支援学級における指導時数と交流学級における指導時数の把握
- (5) 「学級活動」の指導
- (6) 「特別の教科 道徳」及び「道徳の時間」の指導及び教育課程への記載
- (7) 「自立活動」の指導及び教育課程への記載

Ⅳ 新学習指導要領移行期間における留意事項

1 小学校の移行期間中（平成30年度）の教育課程について

- (1) 英語科の授業時数及び教育課程の編成・実施について
- (2) 総合的な学習の時間の授業時数及び教育課程の編成・実施について
- (3) 新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施について

2 中学校の移行期間中（平成30年度）の教育課程について

※平成30年度 金沢市立小中学校の標準授業時数【小学校】別表第1【中学校】別表第2

金沢市文化財保護審議会への諮問について

【非公開案件】

平成 29 年 10 月 25 日提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

平成 30 年度金沢市立工業高等学校全日制の課程
第 1 学年入学者募集要項について

平成 29 年 10 月 25 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

平成30年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成30年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募集人員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（82円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

平成30年2月15日（木）から同月20日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

平成30年2月20日（火）午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成30年2月23日（金）から同月27日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(4) 調査書等の提出期間

平成30年2月27日（火）から同年3月1日（木）まで。

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成30年2月20日（火）及び同月27日（火）の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

(2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上の方は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

(1) 学力検査は、平成30年3月6日（火）及び同月7日（水）の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

(2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月6日（火）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

*各教科100点満点

(3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月7日（水）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:15～
	社会	数学	面接

*各教科100点満点（面接を除く。）

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成30年3月14日（水）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

(1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

(2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成30年1月5日（金）以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

(3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

(4) 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

(5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成30年2月23日（金）から同月27日（火）午後3時までとする。

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

(1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

(2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。

(2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める平成30年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

(1) 募集人員 60人

学 科	募集人員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成30年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を經由して本校校長に提出する。
 なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。
- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成30年2月27日（火）から同年3月1日（木）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は平成30年1月30日（火）から同年2月1日（木）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

- ア 面接は、平成30年2月6日（火）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9 : 00 ~ 9 : 30	9 : 30 ~ 9 : 45	10 : 00 ~
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

- ア 平成30年2月13日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成30年2月13日（火）に各中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成30年3月14日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、平成30年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 その他

- (1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成30年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成30年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成30年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。
- (2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。
- (3) 入学者募集に関する問合せ先
金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）
電話（076）267－3101 （郵便番号920－0344）

金沢市と国立天文台との連携協定締結について

平成29年10月25日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市と国立天文台との連携協定締結について

青少年の夢と希望を育む宇宙教育の推進をめざすため、今年2月に策定した「金沢市宇宙教育推進計画」に基づき、国立天文台と天文学の普及啓発及び教育活動に関する連携協定を締結する。

1 締結式

(1) 日 時 平成29年11月26日(日) 13:30～16:00

(2) 場 所 金沢市立工業高等学校 メディアホール

(3) 内 容

- ・協定締結式 金沢市長 山野 之義
国立天文台長 林 正彦 氏

- ・記念講演 演題 「宇宙の中の地球」
講師 国立天文台副台長 渡部 潤一 氏
(キゴ山ふれあい研修センター天文学習棟 名誉館長)

- ・座談会 テーマ「星の楽しみ方(仮題)」
出演 渡部潤一国立天文台副台長、大平貴之氏、野口教育長

2 協定の概要

(1) 目的

相互協力に基づき、広く市民に研究現場で得た知見を普及する機会や天文学習の場を提供し、科学文化に対する市民の学習意欲の喚起と共にその発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

(2) 共同事業

- ・学校の児童、生徒への学習を支援する学校教育支援事業
- ・教職員や社会教育活動の指導者等の研修支援事業
- ・市民への学習の機会を創造する生涯学習支援事業
- ・金沢市と国立天文台の専門家や研究者等の相互交流事業

3 今後の予定

協定内容の具現化に向け、国立天文台との共同事業を検討していく。

- ・天文教育プログラム(カリキュラム)の共同開発
- ・小中学校での天文学教室への講師派遣
- ・天文分野の授業力向上のための教員研修
- ・金沢宇宙塾などで天文学学習会を開催 など

第 12 回ジュニアかなざわ検定実施報告について

平成 29 年 10 月 25 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

第12回ジュニアかなざわ検定実施報告

1. 日 時：平成29年8月23日（水）午前中（45分間）
2. 会 場：個人受検 教育プラザ富樫
 団体受検 金沢市立小・中学校（小学校54校、中学校16校）
3. 対 象：小学4年生～6年生、中学生、保護者
4. 受検者数等

	小学生	中学生	小計	保護者	合計
申込者数	3,950名	3,423名	7,373名	9名	7,382名
受検者数	3,607名	3,134名	6,741名	9名	6,750名
受検率	91.3%	91.6%	91.4%	100.0%	91.4%

※受検者数は昨年より20名減少（昨年度 6,770名）。過去2番目に多い。
 対象児童生徒 23,110名中 6,741名が受検（約29.2%）。

5. 採点結果

	小学生版	中学生版
平均点	55.5点	44.8点
カード取得率	23.3%	4.5%
内訳		
ジュニアかなざわ博士（100点）	3名	0名
ゴールドカード（90点以上）	91名	8名
シルバーカード（80点以上）	290名	45名
ブロンズカード（70点以上）	458名	89名
合計	842名	142名

6. 表彰式

日 時 平成29年11月30日（木）16:30

被表彰者 **小学生版 ジュニアかなざわ博士（100点）**
 泉小学校 5年 村井 志優（むらい しゅ）
 泉小学校 5年 中川 晴賀（なかがわ はるか）
 明成小学校 5年 武川 桜太朗（むかわ おうたろう）

中学生版 最優秀賞（96点）
 港中学校 1年 山本 直（やまもと なお）

被表彰校 **小学生版 最優秀賞（平均点 63.6点）**
 中村町小学校

中学生版 最優秀賞（平均点 50.1点）
 芝原中学校

近年博士:第10回2名（小学6年1名、中学3年1名）、第11回1名（小学5年1名）

重要文化財の指定の答申について

平成29年10月25日提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

平成２９年度海外教育派遣研修について
「大連教育研修」の報告について

１．目的

世界の交流拠点都市金沢の具現化に向けて、金沢市立学校の管理職及び中堅教員を友好交流都市中国大連市へ派遣し、視察や懇談を通して友好を深めるとともに、国際感覚を磨き、指導力を向上させることで国際感覚豊かな人材の育成を図る。

２．研修日程

平成２９年１０月７日（土）～１０月１１日（水）

10/7(土)	移動	富山空港経由大連へ
10/8(日)	市内視察	
10/9(月)	大連市実験小学校(友好交流提携校)訪問	授業参観(英語教育等)、交流・意見交換
	大連市第三十七中学校訪問	授業参観(日本語教育等)、交流・意見交換
	大連市技師学院(教育友好交流締結校)訪問	授業参観・実習見学、交流・意見交換
	大連教育学院訪問	副学院長との懇談 日本語教師との意見交換
10/10(火)	大連大学訪問	副学長との懇談 大学生との交流・意見交換、博物館視察
	日系企業従業員との意見交換	
10/11(水)	移動	富山空港経由金沢へ

３．派遣団員（８名）

団 長：山田 啓之（金沢市教育委員会 教育次長）

副団長：嶋崎 和良（金沢市立明成小学校 校長）

団 員：金沢市立小学校指導教諭 1 名、中学校教諭 2 名、工業高等学校教諭 2 名
研修相談センター指導主事 1 名

４．視察、交流を通して得られた研修成果

- （１）大連市の小中学校等との交流と相互理解
- （２）学習指導の充実を図るための環境整備
- （３）ものづくり産業に必要な人材育成のための工業教育
- （４）国際感覚を持ち、他国を尊重する人材の育成

５．研修報告

１１月 定例市教委・校長会議、初任者研修

１２月 教務主任等連絡協議会、中堅教諭等資質向上研修、所属校での校内研修会

資料

議案第27号

平成30年度

<p>金沢市立小・中学校における 教育課程編成・実施の基本方針</p>

平成29年10月
金沢市教育委員会

平成28年度より金沢市立小・中学校において実践している「金沢型学校教育モデル」は、児童生徒が「何を学ぶか」という内容として「金沢型学習プログラム」、「どのように学ぶか」という方法として「金沢型学習スタイル」、それらを支える学びの土台として「金沢型小中一貫教育」という3つの要素で構成されている。

「金沢型学習プログラム」は、全小・中学校の基準となる学習内容を明確にすることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成や金沢への愛着と誇りが持てる教育を推進することを目的としている。具体的には、「金沢ベーシックカリキュラム」「金沢ふるさと学習」「金沢『絆』活動」の3つの内容を示している。

本基本方針は、各学校において「金沢型学習プログラム」に基づく教育活動を実践するに当たっての「教育課程編成の基本的な考え方」「教育課程実施の基本的な考え方」「教育課程編成・実施の留意事項」「新学習指導要領移行期間における留意事項」について定めたものである。

これに基づき、各学校においては、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作るという目標を学校と社会とが共有し、子供たちが自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を明確にしながら、地域・家庭との連携・協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し「カリキュラム・マネジメント」を促進することが大切である。

I 教育課程編成の基本的な考え方

1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

金沢ベーシックカリキュラムは、全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた特色ある教育課程であり、各教科の教育課程に加え、道徳教育、人権教育、健康教育等の年間指導計画例も示している。各学校においては、これを基準として、児童生徒の実態や地域の特色等を踏まえた「特色ある学習内容」を加え、学校独自の教育課程を編成する。

- (1) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムを基準に、全国学力・学習状況調査や県基礎学力調査、県評価問題、定期テスト、単元末テスト、新体力テスト等の結果を有効に活用したり、金沢及び地域の資産を生かした学習を各教科等に位置付けたりして、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成する。
- (2) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムにおいて明記した【小学校との関連】【中学校との関連】を生かしながら、中学校区の小・中学校の各種調査結果を分析し、「重点的に指導する学習内容」等を位置付けた教育課程を編成する。
- (3) 道徳教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。なお、小学校における「道徳教育年間指導計画」については、新たに策定する「金沢ベーシックカリキュラム 特別の教科 道徳」を基準として作成する。

- (4) 人権教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。
- (5) 健康教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。

2 金沢ふるさと学習の推進

金沢ふるさと学習は、金沢のもつ伝統や文化、自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、金沢について学び、考え、かかわり、広めることを通して、金沢のまちに愛着と誇りを持ち、まちづくりの担い手を育むことをめざす学習である。

- (1) 小学校第1・2学年においては、生活科又は学級活動の時間の中で、小学校第3学年から中学校第3学年までは、総合的な学習の時間の中で定められた時数を下限として教育課程を編成する。
- (2) 各学年のテーマ、ねらい及びねらいを達成するために設定した単元は、全小・中学校で共通のものとする。なお、学校の実情や地域の実態に応じて、扱う素材については各学校において選択して、教育課程を編成する。
- (3) 指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるように、各学校の教育課程を充実する。
- (4) ユネスコスクールとしての取組を推進し、環境教育、国際理解教育、伝統や文化に関する教育、キャリア教育、持続可能な開発のための教育等について、総合的な学習の時間を始め、各教科等の教育課程に関連付けるなど、各学校の教育課程を充実する。

3 金沢「絆」活動の推進

金沢「絆」活動は、金沢子どもかがやき宣言に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、責任感、思いやり、向上心、行動力、コミュニケーション能力などの心と力を磨く児童会・生徒会活動である。金沢「絆」会議の開催、金沢「絆」プロジェクトの実施、金沢「絆」の日の設定の3つの取組により活動を推進していく。

- (1) 金沢子どもかがやき宣言に基づいた具体的な実践については、金沢「絆」会議で取組を協議・決定し、各学校の児童会・生徒会における金沢「絆」プロジェクトの主体的な取組につなげることで、児童生徒相互の好ましい人間関係の育成や基本的な生活習慣、社会規範を身に付けることができるよう、各学校において特色ある教育課程を編成する。
- (2) 金沢「絆」の日において、児童会・生徒会が中心となり、保護者・地域と連携しながら、人と人とのつながりを大切にした活動を実施するために、各学校において特色ある教育課程を編成する。

4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

各学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が相互に理解し、共に支え合うことを大切にするとともに、児童生徒の実態を適切に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程を編成することが重要である。

- (1) 日々の観察において学校生活の様子や学習状況等を把握するとともに、保護者との面談等を行い、家庭生活の様子や生育歴・相談歴、障害の程度等を考慮の上、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な教育課程を編成する。
- (2) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成するとともに、それらを生かした教育課程を編成する。
- (3) 「特別の教科 道徳」及び「道徳の時間」は、「領域・教科を合わせた指導」を教育課程に位置付ける場合、「領域・教科を合わせた指導」の中で指導できるととらえ、教育課程を編成することもできる。
- (4) 「自立活動」は、一人一人の教育的ニーズに合わせ、時間割上に位置付けずに教育課程を編成することもできる。

5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

教職員と保護者、地域住民が共に学校の教育活動をつくる時代にあっては、「社会に開かれた教育課程」を編成していくことが必要となる。広く市民が教育課程を理解することができるよう、各学校においては、児童生徒や地域の現状に関する調査結果等に基づき、保護者や地域住民のニーズを把握するとともに、それらを生かした教育課程を編成することが重要である。

- (1) 公開授業の設定、様々な教育活動への参加・参画等、保護者や地域住民が、教育課程への理解を深めることができるように、教育課程を編成する。
- (2) 教職員が行う自己評価や学校関係者評価委員会による評価結果を生かして教育課程の改善を図る。
- (3) 各学校の優先健康課題に対する健康教育、地域と連携した防犯・防災訓練等の安全教育や防災教育など、保護者・地域住民と連携した教育課程を編成する。
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程を編成する。

Ⅱ 教育課程実施の基本的な考え方

1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 各学校における教育課程の実施に当たっては、「平成30年度金沢市立小中学校の標準授業時数（別表1、別表2）」を下回ることはないよう、計画的な実施のために必要な時数管理を行う。また、年間指導計画一覧表を活用して進捗確認を行うなど、適切な履修状況の確認及び教育課程実施状況の量的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。
- (2) 金沢型学習スタイルに基づく授業改善や、ねらい・学習課題・まとめの一致、年間指導計画に基づいた「特別の教科 道徳」及び「道徳の時間」の実施等の教育課程実施内容の充実のために、例えば、週案の形式や内容記載の統一、チェックシートの活用等、教育課程の質的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。

2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果に基づき、自校の児童生徒の実態を踏まえ、定着が不十分な学習内容等についてまとめや習熟の時間を設ける等、必要に応じて教育課程の見直しを図り、適切に教育課程を実施する。
- (2) 各学校の「特色ある学習内容」「重点的に指導する学習内容」等については、確実に実施するとともに、成果・課題を検証し、次年度の教育課程編成に反映させる。

3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程について、実態に合わない場合は、年度内であっても修正を行うとともに、教育課程の実施についての成果や課題を、次年度の教育課程に反映させる。
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、作成された「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいて、学習の状況や結果の評価を行い、習熟に応じて段階的に教育課程を実施する。

4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 教職員が行う自己評価や学校関係者評価委員会による評価結果を、教育課程の実施に生かすとともに、必要に応じて教育課程の見直しを行う。
- (2) 児童生徒による授業評価や保護者等の学校関係者による評価、学校関係者評価委員会による評価については、保護者や地域住民に分かりやすく結果を公表する。

Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項

教育課程の編成・実施に当たっては、教育活動で生じる諸問題や、児童生徒の実態、学校評価や教育課程の実施状況の評価等に基づく課題を踏まえ、学校の教育課程編成方針や各担当者の役割を明確にして、校長の監督の下、組織的に行うことが重要である。

1 指導計画の内容

(1) 小学校において編成する教育課程

- ・平成29年度の教育課程を生かしながら、金沢ベーシックカリキュラムを基準として編成する。

(2) 中学校において編成する教育課程

- ・平成29年度の教育課程を生かしながら、金沢ベーシックカリキュラムを基準として編成する。なお、以下の教科の第3学年については、発行者の異なる教育課程や旧版教科書の教育課程から、平成28年度～平成32年度使用教科用図書に基づく金沢ベーシックカリキュラムに変更して教育課程を編成することに留意する。

- ・国語科（書写）
- ・社会科（歴史的分野）
- ・音楽科（器楽合奏）
- ・保健体育科
- ・技術家庭科（両分野）
- ・外国語科

- ・平成27年3月の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「中学校の学習指導要領の一部を改正する告示」、平成29年7月の「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」を受けて、「道徳の時間」の教育課程については、改正の趣旨を踏まえた教育課程とすることも可能であることから、各中学校の実情に応じて、教育課程の編成を工夫する。

(3) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画

① 道徳教育

- ・「道徳教育全体計画」については「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」「中学校学習指導要領解説 道徳編」を踏まえ、「基本的把握事項」及び「具体的計画事項」について適切に記載する。
- ・「道徳教育全体計画（別業）」については、各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間、特色ある教育活動や豊かな体験活動等における道徳教育の方針、内容及び時期を一覧にまとめ、「特別の教科 道徳」及び「道徳の時間」が道徳教育の要としての役割（補充・深化・統合）を果たせるように作成する。
- ・小学校における「道徳教育年間指導計画」については、新たに策定した金沢ベーシックカリキュラム道徳科を基準として、各学校の道徳教育の状況やそれに伴う

児童の実態等を考慮して、主題の配列、重点的指導、各教科等の体験活動との関連的指導など、指導の効果を高めるための創意工夫を行い、本カリキュラムの「特色ある学習内容」欄に、学校独自の内容等を追加する。

- ・中学校における「道徳教育年間指導計画」については、「中学校学習指導要領解説 道徳編」を踏まえて、「各学年の基本方針」及び「各学年の年間にわたる指導の概要（ア 指導の時期、イ 主題名、ウ ねらい、エ 資料、オ 主題構成の理由、カ 展開の概要及び指導の方法、キ 他の教育活動等における道徳教育との関連等）」について、各学校の創意工夫のもと作成する。
- ・各小・中学校においては、「私たちの道徳」「いしかわ版道徳教材」「映像資料集」「映像資料集2」の活用推進に向けて、年間指導計画の中に「資料名」等を記載する。なお、学期に1回以上「いしかわ版道徳教材」を活用した学習を指導計画に位置付ける。
- ・指導計画については、道徳教育推進教師を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

② 人権教育

- ・「人権教育全体計画」については、人権教育を通じて培われるべき資質・能力（ア 知識的側面、イ 価値的・態度的側面、ウ 技能的側面）を踏まえ、児童生徒の実態に応じた課題を把握し、指導の重点を明確にして作成する。
- ・「人権教育年間指導計画」については、各教科、道徳（科）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を明確にして作成する。
- ・人権教育の全体計画及び年間指導計画については、平成20年3月「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～」に基づき、人権教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

③ 健康教育

- ・「健康教育全体計画」については、学校教育目標、児童生徒の実態、健康教育の目標、各学年の発達段階に応じた健康教育の目標、自校の優先健康課題や到達目標等について記載するとともに、7つの重点健康課題の取組について、各教科等や特別活動との関連や家庭・地域との連携等を明確にして作成する。
- ・「健康教育年間指導計画」については、自校の優先健康課題の目標や内容を明示するとともに、各教科等との関連及び家庭や地域との連携等を考慮して、各月の活動内容を具体的に記載する。
- ・健康教育の全体計画及び年間指導計画については、保健主事又は健康教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

教育課程の編成・実施に当たっては、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるという視点を持つとともに、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

(1) 主幹教諭・教務主任の役割

- ・主幹教諭・教務主任は、教育課程の編成に当たって、管理職の指導の下、各学校の教育課程編成方針を明確にして、全職員による組織的な編成体制を構築する。また、

教育課程の実施状況をきめ細かに把握するとともに、課題が見られた場合は、速やかに組織的に対応する。

(2) 研究主任（学力向上担当者）の役割

- ・ 研究主任（学力向上担当者）は、教育課程の編成に当たって、各種学力調査の結果等を各教科の「特色ある学習内容」に反映させるために、自校の学力の現状を把握し、課題を明確にする。また、教育課程の適切な実施に向けて、全体研究会や分科会、学年会や教科部会等を活用し、指導方法の工夫や教材開発等、教育課程の質的な向上について組織的に対応する。

(3) 生徒指導主事の役割

- ・ 生徒指導主事は、教育課程の編成に当たって、児童会・生徒会担当者と連携し、金沢「絆」活動において、児童会・生徒会の主体的な活動が推進されるよう、自校の教育課程を工夫する。また、教育課程の適切な実施に向けて、生徒指導の状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(4) 進路指導主事等の役割

- ・ 進路指導主事及び小学校進路指導担当者は、教育課程の編成に当たって、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、自校の教育課程を工夫する。また、教育課程の適切な実施に向けて、進路指導の状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(5) 保健主事等の役割

- ・ 保健主事又は健康教育担当者は、健康教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の健康課題を明確にして、児童生徒の健康や体力の向上に資するよう指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(6) 道徳教育推進教師の役割

- ・ 道徳教育推進教師は、道徳教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の道徳教育の課題を明確にして、児童生徒の道徳性の育成に向けて指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(7) 人権教育担当者の役割

- ・ 人権教育担当者は、人権教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の人権教育の課題を明確にして、人権教育の目標達成に向けて指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(8) 各種教育担当者の役割

- ・ 各種教育担当者は、各種教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の各種教育の課題を明確にして、各種教育の目標達成に向けて指導計画作成する

とともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程の編成・実施並びに特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の実施に当たっては、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるよう、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

- ・特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成に当たって、児童生徒の成長や課題を明確にした上で、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程となるよう工夫する。また、校内委員会を開催するなど、複数の教職員で組織的に編成できるようにする。

(2) 特別支援学級担当者の役割

- ・特別支援学級担当者は、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、児童生徒の実態に合った教育課程を編成する。また、教育課程の実施においては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、PDCAサイクルに基づいた指導内容や指導方法の改善及び充実を図る。

(3) 通級指導教室担当者の役割

- ・通級指導教室担当者は、児童生徒が在籍する学校の学級担任等と連携し、一人一人の教育的ニーズを把握し、通常の学級における集団での指導目標、通級指導教室における指導目標を明確にした上で、教育課程を編成する。

4 教育課程実施状況の把握と改善

(1) 各種調査による教育課程実施状況の把握と改善

- ・各種学力調査や体力・運動能力調査等の結果から、教育課程の実施状況を把握し、改善に努める。
- ・通知表等を工夫するなどして、児童生徒及び保護者に学習状況を適切に説明するとともに、評価結果を教育課程の改善につなげる視点を持つ。

(2) 学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

- ・教育課程の実施状況については、「学校評価ガイドライン〔平成28年度改訂〕」(H28.3.22)及び「平成30年度金沢市学校評価ガイドライン(H30.3送付予定)」に沿って実施される学校評価の中で、重要な要素(指標・データ)となることから、客観的な評価となるよう工夫する。

- ・教育課程の実施状況等の評価結果は、次の教育課程編成に生かすとともに、その評価結果を保護者等に適切に説明するよう努める。

5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 小学校及び中学校の各学年における各教科、道徳（科）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は金沢市が定めた「別表第1」「別表第2」に示す授業時数を標準とする。
- (2) 年間授業時数については、1単位時間を小学校では45分、中学校では50分で行った授業によって「別表第1」「別表第2」に示す授業時数を確保することに留意する。
- (3) 指導内容の確実な定着を図るために必要がある場合は、年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保する。また、金沢市立小学校、中学校管理規則に則り、特色ある教育課程を編成・実施するために、校長の裁量を生かし、長期休業日及び週休日等に授業を実施できることに留意する。
- (4) 土曜授業(児童生徒に代休日を設けず、土曜日を活用して教育課程内の教育活動を行うもの)については、各学校の裁量で実施してもよいこととするが、実施回数は学期に1回程度とする。また、週休日等を活用した授業(児童生徒に代休日を設け、土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行うもの)についても、各学校の裁量とする。
- (5) 週ごと、月ごと、学期ごとに授業時数の管理や学習の進捗状況の把握を行うなど教育課程の実施状況等については、学級担任や教科担当者等が点検・評価する。
- (6) 小学校第3・4学年における総合的な学習の時間の授業時数は38時間、中学校第1学年における総合的な学習の時間の授業時数は50時間を標準とするため、目標等に照らして学習内容等を工夫する。また、総合的な学習の時間についてはその趣旨を踏まえて、特別活動の安易な代替につながらないよう教育課程を編成・実施する。
- (7) 金沢ふるさと学習については、次のとおり実施する。
 - ・小学校では、第1・2学年は4単位時間、第3・4学年は7単位時間、第5・6学年は12単位時間とする。なお、第3・4学年は総合的な学習の時間の時数が3単位時間増加したことから、金沢ふるさと学習の内容充実のために10時間まで時数を充てることも可能である。
 - ・中学校では、第1学年は8単位時間、第2学年では10単位時間、第3学年では12単位時間とする。
 - ・「金沢ふるさと学習指導資料」に示す中学校第1学年の学習内容と中学校第2学年の学習内容については、入れ替えて実施することが可能であることから、学校の実情や地域の実態に応じて教育課程を編成する。
- (8) 小学校英語活動・英語科におけるショートタイムは、次のとおり指導計画に位置

付け充実を図るとともに、実施に当たって、週案及び年間指導計画に、その指導内容を記載し、時数の集計を確実に行う。

- ・第1・2学年は15分30回で10単位時間とする。
- ・第3・4学年は15分36回で12単位時間とする。
- ・第5・6学年は15分39回で13単位時間とする。

- (9) 児童生徒の情報活用能力については、各教科等の問題解決的な学習過程を通して育成できるよう、工夫して教育課程を編成する。
- (10) 各教科等の時数の配当に当たっては、各種調査の実施及びまとめや習熟の時間の設定について適切に配慮するとともに、定着が不十分な単元の履修等については、十分な時間を掛けられるよう工夫して教育課程を編成する。
- (11) 金沢ベーシックカリキュラムの「主な学習内容」を変更する場合は、各教科の「特色ある学習内容」の欄に別ページの内容を指導することが分かるように明記するとともに、別ページに「主な学習内容」を作成する。但し、金沢ベーシックカリキュラムが金沢市立小・中学校の教育課程の基準であることを踏まえて、必要最小限の変更となるように留意する。

6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教育課程の編成に当たっては、教科・領域に偏りが生じることがないように学習内容について確認する。また、児童生徒にとって豊かな経験や学習ができるよう教育課程を工夫する。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、前年度の教育課程を基に、一人一人の教育的ニーズや発達段階に合わせるとともに、児童生徒の生活年齢にふさわしいものとなるよう考慮する。また、年間総授業時数は当該学年の年間総授業時数を下回らないよう編成する。
- (3) 教育課程の実施状況については、児童生徒一人一人が実際に授業を受けたかどうかについて個別に時数の把握をする。欠席・早退等の授業を受けていない時間については、教育課程の実施時数に含めない。
- (4) 教育課程の実施時数については、同一教科の時数であっても、特別支援学級における指導の時数と交流学級における指導の時数とを分けて把握する。
- (5) 「学級活動」は、児童生徒が在籍する特別支援学級を単位として行い、学級担任が指導する。
- (6) 「特別の教科 道徳」及び「道徳の時間」については、児童生徒に合わせて具体的に指導内容を設定し、在籍する特別支援学級で指導する。児童生徒によっては、「領域・教科を合わせた指導」の中で合わせて指導を行うこともできる。その場合でも、関連する単元、指導内容が分かるように記載する。

- (7) 「自立活動」は児童生徒に必要な内容を、教育活動全体で指導することとし、関連する教科等、単元、指導内容が分かるように記載する。但し、時間を設定して指導する方が効果的な場合は、時間割上に「自立活動」の時間を位置付けることもできる。

IV 新学習指導要領移行期間における留意事項

「【29文科初第536号】小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）（H29.7.7）」を踏まえ、移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項について、自校の平成30年度の教育課程に確実に反映させることができるよう、学校の教育課程編成方針や編成計画、各担当者の役割を明確にして、校長の監督の下、組織的に行うことが重要である。

1 小学校の移行期間中（平成30年度）の教育課程について

- (1) 英語科の授業時数及び教育課程の編成・実施について
- ・第5・6学年の英語科の授業時数を年間50単位時間とする。なお、その内訳については、45分1単位時間の英語科の授業を37時間、15分のショートタイムを39回（45分1単位時間に換算すると13時間）行う。それに伴う総合的な学習の時間を減ずることはしない。
 - ・時数増に伴う第5・6学年の金沢ベーシックカリキュラム英語科については、新たな内容を追加して策定するため、各小学校においては、それを基準として教育課程を編成・実施する。
- (2) 総合的な学習の時間の授業時数及び教育課程の編成・実施について
- ・国の示す第3学年の総授業時数が960時間、第4学年の総授業時数が995時間と増加したことに伴い、第3・4学年の総合的な学習の時間の授業時数を年間38単位時間とする。
 - ・時数増に伴う第3・4学年の総合的な学習の時間の教育課程については、各学校の実情や地域の実態に応じて創意工夫する。なお、金沢ふるさと学習の内容充実のために時数を充てることもできる。
- (3) 新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施について
- ・総則（第1章の規定第3の1（3）イを除く）については、新学習指導要領による教育課程を編成・実施するものとする。
※第1章の規定第3の1（3）イについては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的な思考力を身に付けるための学習活動を指す。
 - ・「特別の教科 道徳」及び「総合的な学習の時間（ただし、第5章第3の2（9）の後段の部分を除く）」「特別活動」については、新学習指導要領による教育課程を編成・実施する。
※第5章第3の2（9）の後段については、「プログラミングを体験しながら論理的な思考力を育むための学習活動」を指す。

- ・その他の教科については、現行の金沢ベーシックカリキュラムを基準として教育課程を編成・実施するが、移行措置に伴い内容の追加、省略があることに留意する。なお、別にその内容を示すものとする。

2 中学校の移行期間中（平成30年度）の教育課程について

- ・総則（第1章の規定第1の2(2)及び第2の3(1)カを除く）については、第1章第1から第5までの規定により、新学習指導要領による教育課程を編成・実施するものとする。
 - ※第1章の規定第1の2(2)については、「特別の教科 道徳」に関する内容を指す。
 - ※第1章の規定第2の3(1)カについては、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容についてを指す。
- ・「総合的な学習の時間」及び「特別活動」については、新学習指導要領による教育課程を編成・実施する。
- ・その他の教科については、現行の金沢ベーシックカリキュラムを基準として教育課程を編成・実施するが、移行措置に伴い内容の追加、省略があることに留意する。なお、別にその内容を示すものとする。

平成30年度 金沢市立小中学校の標準授業時数

【小学校】

別表第1

区分	各教科の授業時数											総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語	特別の教科である道徳科の授業時数			
第1学年	306		136		102	68	68		102		34		34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105		35		35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	47	35	38	35	960
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	47	35	38	35	995
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	50	35	70	35	995
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	50	35	70	35	995

※この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※第1・2学年の英語活動については、年間10単位時間のショートタイム授業を行う。

【中学校】

別表第2

区分	各教科の授業時数									道徳の時間の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1,015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1,015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1,015

※この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

【共通】

※授業時数確保の観点から、短縮授業など、安易な日課変更は行わないこととする。

※教育課程の編成・実施に当たっては、別表第1及び別表第2に定める授業時数を下回ることがないようにする。

※「別表第1」「別表第2」に定める授業時数を上回って教育課程を編成・実施する場合は、児童生徒の負担過重にならないよう配慮する。

重要文化財の指定の答申について

1. 有形文化財 建造物 「きゅういしかわけんだい に ちゅうがっこうほんかん旧石川県第二中学校本館」

きゅういしかわけんだいにちゅうがっこうほんかん
「旧石川県第二中学校本館」

- 1 名 称 旧石川県第二中学校本館
- 2 所在地 石川県金沢市飛梅町^{とびうめちょう}148
- 3 員数、構造形式 1棟、木造2階建、寄棟造、棧瓦葺、
建築面積603.40㎡、附設計図面3枚
- 4 所有者 金沢市
- 5 特徴

旧石川県第二中学校本館は、明治32年（1899）に建設された洋風木造建築である。当時の設計図面から、竣工当初の形式を良好に留めていることや、設計者が石川県技師の山口孝吉^{やまぐちこうきち}であることが確認されている。

構造は木造2階建で、東西に延びる中央部とその両端に翼部を配する左右対称の平面形をとり、中央部正面には車寄^{くるまよせ}を設ける。内部は基本的に北側に廊下を通して南側に教室等を配するが、翼部では廊下の両側に室を配する。

外観は、窓まわりを下見板張^{したみいたばり}、その下部を堅板張^{たていたばり}とし、上げ下げ窓を並べ、屋根には随所に切妻屋根の小窓を設けるなど、全体的に洋風意匠としている。正面中央の屋根には、前面に三角形を強調した意匠がとられ、両翼部の内側に尖塔^{せんとう}を設け、その意匠が校舎の愛称であった「三尖塔^{さんせんとう}」の由来とされている。

本例は、明治中期に改正された中学校令に基づき設置された中学校校舎の初期の遺例であり、当時の設計指針を踏まえつつも、尖塔や切妻屋根の小窓、車寄に施される透彫等に独創性が見られ、近代の学校建築の発展過程を知る上で高い価値を有している。

用語解説

山口孝吉

明治6年（1873）生、昭和12年（1937）没。鹿児島県出身、明治30年（1897）に東京帝国大学工科大学卒、同年に石川県に着任。石川県第二中学校等の設計に携わり、同32年（1899）に退職。その後は海軍技師等を経て、同40年（1907）に東京帝国大学技師となり、大学構内の施設整備に携わった。

下見板張り・豎板張り

建物外壁の板を横方向に張るものが下見板張りであり、縦方向に張るものが豎板張りである。

中学校令改正

中学校令は明治19年（1886）4月10日に公布され、中学校は5年制の尋常中学校と2年制の高等中学校からなり、尋常中学校は各府県において適宜設置することとされた。

明治24年（1891）12月14日の改正追加では、各府県において1校を設置することを原則とし、文部大臣の許可によって数校設置することも認められた。

明治32年（1899）2月7日の改正では尋常中学校の名称が中学校と改められ、各府県に1校以上の中学校設置を義務付けるとともに、文部大臣が必要と認めた場合には中学校の増設を命じることができるとされ、中学校設置が促進された。

設計指針

明治24年（1891）の中学校令改正に伴い定められた「尋常中学校設備規則」には、校地内に設けなければならない施設等についての記載がある。同28年（1895）には「学校建築図説明及設計大要」が示され、敷地や階数、教室の形状や廊下の幅など、細部にわたって設計指針が記載された。また、同27年（1894）の明治東京地震直後に「学校建築上震災予防方」が通牒され、木造校舎の構造に関する基準が示された。



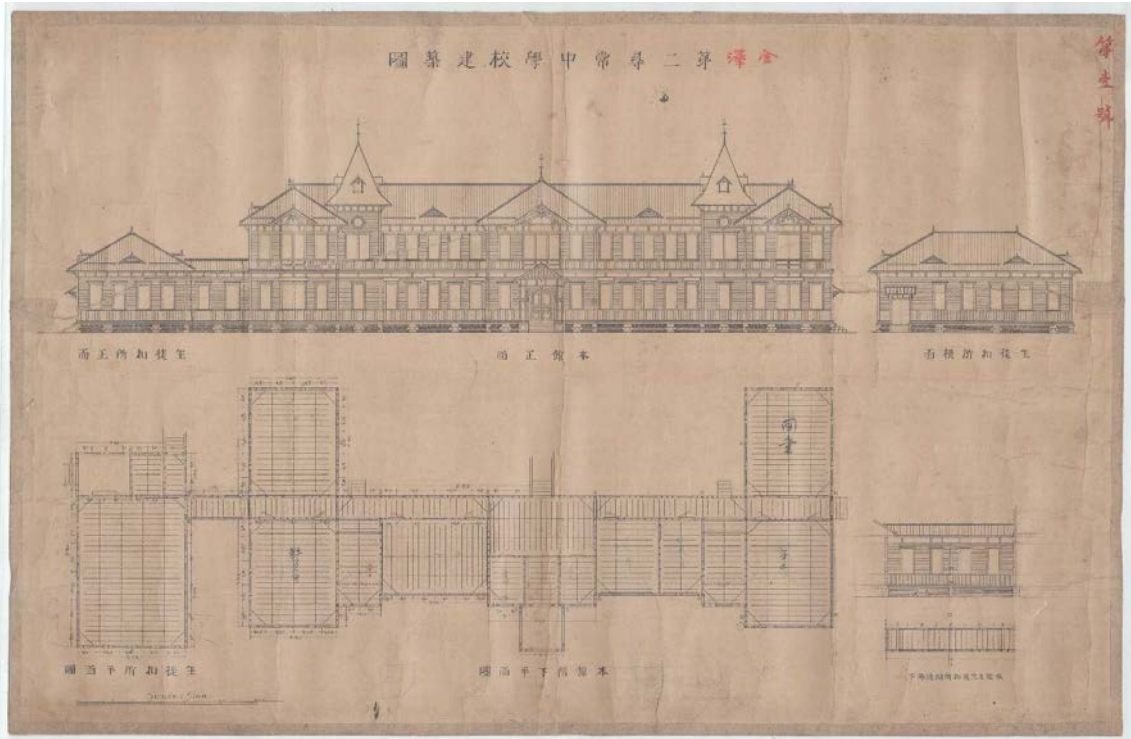
旧石川県第二中学校本館の位置



旧石川県第二中学校本館全景（南西から）



正面外観（南から）



金沢第二尋常中学校建築図